戸籍事務の電算化スタート

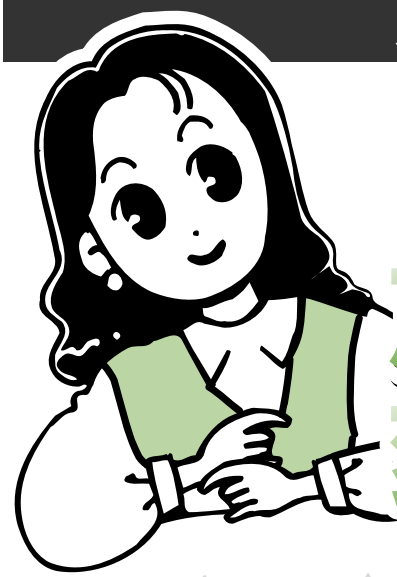

6月2日(月)から戸籍の証明書が変わります

～見やすく、そして便利になります～

市では、市民サービスの向上と窓口サービスの充実を図るため、戸籍法の改正に基づく戸籍事務の電算化を進めています。

電算化による戸籍事務の改正点についてお知らせします。

より早く、より正確になります

戸籍事務を電算化しますと、正確で速やかな事務処理ができるようになり、証明書の発行に要する時間も短縮されます。

例えば、「出生届」「婚姻届」などを受理してから、謄(抄)本が発行できるようになるまでに一週間ほどかかっていましたが、届け出の翌日には発行できるようになります。また、相続などに必要な証明書を一式そろえるのに、三十分から一時間ほどかかっていたものが、十分から十五分ほどで発行できるようになります。

電算化前の「戸籍謄本」

本籍 岐阜県土岐市土岐津町土岐口弐千百壱番地
平成拾年拾月拾日編製 印

名氏 土岐 太郎

父 土岐 春男
母 夏子
昭和五拾年四月弐日土岐市で出生同月四日父届出入籍 印
平成拾年拾月拾日岐阜花子と婚姻届出土岐市土岐津町土岐口弐千百壱番地土
岐春男戸籍から入籍 印
夫 太郎
出生 昭和五拾年四月弐日
男 長

父 岐阜 秋男
母 冬子
昭和五拾年五月壱日岐阜市で出生同月参日父届出入籍 印
平成拾年拾月拾日土岐太郎と婚姻届出岐阜市今沢町拾八番地岐阜秋男戸籍か
ら入籍 印
妻 花子
出生 昭和五拾年五月壱日
女 長

この謄本は、戸籍の原本と相違ないことを認証する。
平成拾五年壱月六日
岐阜県土岐市長
職印

とても見やすくなります

戸籍事務を電算化しますと、「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に、「戸籍抄本」が「一部事項証明書」と「個人事項証明書」に名称が変わります。

証明書も、これまで縦書きだった謄（抄）本は、横書きとなり、「出生」「婚姻」などの項目ごとに個条書きで記載され、数字も算用数字となって、大変読みやすくなります（除籍・改製原戸籍の証明については、これまでと変わりません）。

また、これまで朱印で押されていた証明印（市長印）も、電子印（黒色の印）に変わります。

氏名は「正字」で記載されます

戸籍の記載事項を、コンピューターに登録する際に使用できる文字は、社会一般に正しいと認められている文字（正字）です。具体的には、「常用漢字」「人名用漢字」と「その他国民一般に通用する文字」などです。

そのため、「氏」または「名」が、使用できない文字の方は、電算化後には、それに対応する正字で記載されることになります。対象となる方は、文書で事前にお知らせしますので、確認をお願いします。

ただし、正字と少し違っていても、デザイン（書き癖など）上の違いと見なされる文字の方は、事前のお知らせはありませんので、ご了承ください。

ご理解とご協力を

戸籍事務の電算化への移行作業は、氏名の文字の取り扱いなど、皆さんのご理解とご協力が必要です。

よろしくお願いします。

◇

詳しくは、市民課住民係（内線１４１・１４２）へどうぞ。

電算化後の「全部事項証明書」

（１の１）　全　部　事　項　証　明

本　　籍 氏　　名	岐阜県土岐市土岐津町土岐口２１０１番地 土岐　太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成１５年５月３１日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記録されている者	【名】　太郎 【生年月日】昭和５０年４月２日　　【配偶者区分】夫 【父】土岐春男 【母】土岐夏子 【続柄】長男
身分事項 出　　生	【出生日】昭和５０年４月２日 【出生地】岐阜県土岐市 【届出日】昭和５０年４月４日 【届出人】父
婚　　姻	【婚姻日】平成１０年１０月１０日 【配偶者氏名】岐阜花子 【従前戸籍】岐阜県土岐市土岐津町土岐口２１０１番地　土岐春男
戸籍に記録されている者	【名】　花子 【生年月日】昭和５０年５月１日　　【配偶者区分】妻 【父】岐阜秋男 【母】岐阜冬子 【続柄】長女
身分事項 出　　生	【出生日】昭和５０年５月１日 【出生地】岐阜県岐阜市 【届出日】昭和５０年５月３日 【届出人】父
婚　　姻	【婚姻日】平成１０年１０月１０日 【配偶者氏名】土岐太郎 【従前戸籍】岐阜県岐阜市今沢町１８番地　岐阜秋男
	以下余白

発行番号　00000001

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１５年６月２日

岐　阜　県　土　岐　市　長

職印

戸籍証明書の新旧対照表

電算化前 ◀ ▶ 電算化後

名　称	
戸籍謄本（全員）	→ 全部事項証明書
戸籍抄本（一部）	→ 一部事項証明書
戸籍抄本（個人）	→ 個人事項証明書

書　式	
縦書き	→ 横書き
文章体	→ 個条書き
漢数字	→ 算用数字

用　紙	
白　紙	→ 地紋紙（改ざん防止用紙）
B5・B4サイズ	→ A4サイズ

証明印（市長印）	
朱色	→ 黒色（電子印）

手数料	
１通　450円（除籍・改製原戸籍１通750円）	１通　450円（除籍・改製原戸籍１通750円）